**被扶養者の認定基準**

　健康保険法第3条第７項による被扶養者の認定についてその基準を次のように定める。

（認定の原則）

　第1条　被扶養者の認定は、被保険者から被扶養者届の提出があった場合、または資格の再調査を行う必要が生じた場合に行う。

　認定は健康保険法第３条第７項並びに関係法令・通達に基づき、生活の実態、申請するに至った経緯、認定対象者に対する扶養義務、認定対象者の収入、被保険者の経済的扶養能力、被保険者の収入により継続的に主として生計が維持されているか等を総合的に審査の上、被扶養者として認定することが実態と著しくかけ離れたものでなく、社会通念上妥当性を欠いていないと認められた場合には、被扶養者として認定する。

（被扶養者の範囲）

　第2条　被扶養者とは、次に掲げる者で主として被保険者の収入により生計を維持する者をいう。

(1)　被保険者の直系尊属、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある
者を含む。）、子、孫及び弟妹であって、主としてその被保険者により生計を維持している者。

　　(2)　被保険者の３親等内の親族であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険
者により生計を維持している者。

(3)　被保険者の配偶者であって、婚姻の届出はないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子で、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持している者。

(4)　前記の配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持している者。

（認定の基準）

第3条　「主としてその被保険者により生計を維持している者」とは、通常の生計費の半分以上を被保険者に依存している場合をいう。

　なお、別居の場合における生計維持の確認に際しては、第12条（3）キに定める毎月の生計費の送金を証する書類（銀行振込書の写し、現金書留差出人控え等の写し）によることとし、原則として現金の手渡しは認めないこととする。

第4条　「同一世帯に属し」とは、被保険者と住居及び家計を共同にすることであり、同一戸籍内にあることは必ずしも必要とせず、また、被保険者が必ずしも世帯主であることを必要としない。（昭和２７年６月保文発第３５３３号）即ち、健康保険法における世帯とは、住居及び家計をともにする者の集まりという意味であり、同一の世帯というために、これ以外に形式的な条件を必要としない。なお、単身赴任をしている場合には、同一世帯に属していることとする。

第5条　収入がある者の被扶養者の認定については、厚生省保険局長通達により次の通り取り扱うこととする。なお、現在の通達は、平成５年４月１日から適用されているが、改定通知が出された場合は新通知で取り扱うこととする。

1. 認定対象者が被保険者と同一の世帯に属する場合には、認定対象者の年間収入が１３０万円未満 (認定対象者が６０歳以上である場合、又は概ね厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する場合は１８０万円未満) であって、かつ、被保険者の年間収入の２分の１未満である場合は原則として被扶養者に該当するものとする。
2. 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合は、認定対象者の年間収入が１３０万円未満（認定対象者が６０歳以上である場合、又概ね厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する場合は１８０万円未満）であって、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ない場合には、原則として被扶養者に該当するものとする。
　なお、援助（仕送り）額については下記の要件を満たすこととする。
①　標準的な生計費を著しく下回らない額を最低仕送り額として毎月送金（手渡し不可）す
　　ること。

②　仕送りが被扶養者の生計維持に必要であり、仕送り後の収入額で被保険者及び被扶養者　　　　　の生活が成り立っていること。

1. 雇用保険法に基づく基本手当及び健康保険法等に基づく傷病手当金の日額（付加給付がある場合はその額を含む）が3,612円未満の者。ただし、前記(2)の60歳以上の老年者又は障害年金の受給要件に該当する者にあっては、日額5,000円未満の者。
2. 前記(2)(3)に定める額を「基準額」という。

第6条　夫婦がともに働いて扶養している場合の認定に当たっては、被扶養者の員数にかかわらず将来継続的に収入の多い方の被扶養者とする。

夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、被保険者本人の届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。

第7条　父母等の夫婦の認定については、夫婦相互扶助義務の観点から夫婦の収入を合算した額が別表１に規定される収入の基準額を超える場合は夫婦ともに認定しないものとする。

（収入の範囲）

第8条　認定対象者の収入とは、勤労収入(通勤交通費等の非課税収入及び賞与を含む総収入)、年金（公的年金、企業年金、私的年金、遺族年金等で非課税扱いの年金を含む）、恩給、利子・配当収入、副業収入(原稿料・講演料等)、雇用保険法に基づき支給される失業給付金、健康保険法等に基づき支給される出産手当金、傷病手当金（付加給付を含む）、不動産賃貸料所得、事業所得、被保険者以外の者からの仕送り（生計費、養育費等）、その他の現金収入、現物収入全てを包含した総合収入とし、所得税、贈与税、相続税の対象にならないものも収入とする。なお、任意継続被保険者については、任意継続の制度趣旨に鑑み、任意継続による標準報酬月額を以って収入とみなす。

（収入額）

第9条　この基準でいう収入額とは、次に掲げるもののうち、「将来にわたっての恒常的な収入」をいう。したがって、退職一時金、退職手当及び資産の譲渡、売却等一時的に生じた所得は含まない。

　(1)　利子、配当、不動産、事業、農業その他の収入額

　　　　年間の収入額からその収入額を得るために必要な経費を控除して得た額

(2)　公的年金収入額

　　　年金額の改定等に係る直近の通知書に記載された額

(3)　その他の収入額

　　　支給された額。

（収入額の算定方法）

第10条　所得税法上は、その年の1月から12月までの間の収入を基礎として所得を決定することとされているが、被扶養者の認定に当たっては、「将来にわたっての恒常的な収入」の確認により取り扱うこととし、次の方法で算出する。なお、所得税法上は、各種の控除規定があるが、被扶養者の認定における所得からの控除は行わない。

(1) 月額の場合　　　(月額×12カ月)＋賞与等の推計額

(2)　日額の場合　　　(日額×1カ月の平均勤務日数×12カ月)＋賞与等の推計額

(3)　時間給の場合　　(時間給×1日の平均勤務時間×1カ月の平均勤務日数×12カ月)＋賞与等
の推計額

（申請手続き）

　　第11条　被保険者は、この基準に定める被扶養者の要件を備える者（以下「認定対象者」）がある場合は、被保険者資格取得後5日以内に別紙1「健康保険被扶養者異動届（以下、異動届という）」と別紙2「被保険者及び被扶養者の現況書（以下、現況書という）」を次号に定める必要書類を添えて事業主を経由して組合に届け出なければならない。その後、被扶養者の要件を備える者が生じた場合も同様の手続きをしなければならない。一方、被扶養者がその要件を欠くに至った場合は異動届に当組合が発行する健康保険証等を添えて事業主を経由して組合に届け出なければならない。
　但し、次の者は事業主を経由することは要しない。

　　　(1)　法第3条4項の規定による被保険者（任意継続被保険者）

　　　(2)　DVにより被害を受けている被扶養者

　　（申請手続き時の添付書類）

　　第12条　被保険者は、認定対象者がある場合は、異動届に次の号に掲げる書類のうち、組合が必要と認める書類を添付しなければならない。なお、申請にかかる費用は被保険者の負担とする。

　　　(1)　被扶養者についての現況書

（ただし、当該認定対象者が満16歳未満の場合ならびに、大学生、高校生の子の場合は不要）

　　　(2)　扶養関係を証する書類

　　　　　　　ア．同居又は別居の状況を証する書類（住民票等）

　　　　　　　イ．続柄を証する書類

　　　　　　　ウ．学生証又は在学証明書の写し

　　　(3)　収入を証する書類

　　　　　　　ア．年金受給に係る直近の通知書の写し

　　　　　　　イ．直近3カ月の給与明細書ならびに直近の賞与明細書の写し

　　　　　　　ウ．確定申告書及び収支内訳書等の写し

　　　　　　　エ．住民税（非）課税証明書

　　　　　　　オ．雇用保険受給資格証の写し

　　　　　　　カ．雇用保険を受給しない場合は離職票１、２

　　　　　　　キ．直近3カ月のひと月ごとの金融機関等の振込票等、客観的に仕送りの事実が確認できる書類（別居の場合）

　　　　　　　　　　但し、被扶養対象者が、年金受給者の場合は2カ月ごと、海外居住者の場合は送金手数料を考慮して4カ月ごととすることを認める。また、被保険者が単身赴任の場合の被扶養配偶者への仕送りや、学生の子への仕送り証明は不要とする。

　　　(4)　その他組合が必要と認める書類

　 第13条　被保険者は、被扶養者の要件を欠くに至った被扶養者（以下「取消対象者」という）がある場合は、異動届に次のアからオまでに掲げる書類のうち、組合が必要と認める書類を添付しなければならない。

　　　　　　　ア．就職した日を証する書類

　　　　　　　イ．月額収入を証する書類

　　　　　　　ウ．年金証書又は年金改定通知書の写し

　　　　　　　エ．雇用保険受給資格証の写し

　　　　　　　オ．その他組合が必要と認める書類

　　 第14条　DVにより被害を受けている被扶養者は次の書類を添付しなければならない。

ア．婦人相談所等が発行する「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」

（資格付与日）

第15条　被扶養者資格の付与日は次のとおりとする。

（1）被保険者資格取得時に既に被扶養者を有するものであって、資格取得届と合わせて被扶養者異動届が提出された場合は、資格取得日を認定日とする。ただし、資格取得後5日を超えて届け出る場合は次の通りとする。

　　　①5日を超えて1カ月以内の場合

やむを得ない理由で届出が遅れたと組合が認めた場合は、被保険者の資格取得日とし、
その他の場合は組合が届出を受付けた日とする

　　　②1か月を超える場合

　　　　　原則として、組合が届出を受付けた日とする。ただし、認定日を遡及すべき理由を書面

　　　　　　　により証明し、組合がこれを認めた場合は、当該事実が生じた日若しくは組合が妥当と
判断した日とする。

（2）被保険者資格取得後に新たに認定対象者が生じた場合は、前記（1）と同様の取扱いとする。

次の場合については、前記（1）の定めによらず、認定対象者の被扶養者資格を付与する。

　　　①　出生のときは、出生の日

　　　②　婚姻したときは、入籍・挙式若しくは同居した日のいずれか早い日

　　　③　会社等を退職し、被扶養者の要件を備えることとなったときは、退職した日の翌日

（3） DVにより被害を受けている被扶養者からの認定については、保保発第0205003号平成20年2月5日「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」にもとづいて適正に実施する。

(資格喪失日)

第16条　被扶養者の資格喪失日は、次の通りとする。

　(1)　死亡したときは、死亡した日の翌日

(2)　就職したことにより他の健康保険組合の被保険者となったときは、当該被保険者となった日

(3)　同居を条件とする被扶養者が別居した時は、別居した日

　(4)　雇用保険の基本手当日額が第５条(3)に定める基準額を超える時は、受給開始日

　(5)　健康保険の出産手当金の日額（付加給付がある場合は、付加給付も含む）が第５条(3)に定める基準額を超える時は、受給開始日

　(6)　新たに年金受給権が発生し、年金受給額が基準額以上のとき又は年金の改定により基準額以
上となったときは、当該年金に係る裁定通知書若しくは改定通知書の交付日

(7)　臨時及びパート職員等の場合は、3か月間の平均収入額を年額に換算し基準額以上となったときは、4ヶ月目の初日。ただし、臨時及びパート職員等であっても雇用契約等により明らかに年間収入額が基準額以上になると見込まれるときは、明らかになった日。

(8)　離婚によるときは、事実上婚姻関係がなくなり生計維持関係を共にしないこととなった日、若しくは戸籍上における離婚が確定した日の翌日のいずれか早い日。

　　　(9)　被保険者が後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の被保険者となった場合には、その日。

（被扶養者資格の定期見直し）

第17条　被扶養者に対する定期見直しは、一定の期日を決めて再調査を実施し、再認定を行うこととする。この場合に添付する書類については第12条の定めの通りとするが、下記については12カ月間の確認書類の提出を求めるものとする。
　（1）収入を証する書類

　　　　　　　ア．金融機関等の振込票等、客観的に仕送りの事実が確認できる書類（別居の場合）

なお、再調査時に必要書類の提出が出来ないときは、資格を取消す場合がある。

（認定の取消し及び給付の調整）

第18条　被保険者が事実に相違した届出を行い、被扶養者の認定を受けたことが判明したときは、被扶養者の資格を遡って取消しが行われ、当該期間にわたって発生した医療費の全額及びその他の給付金を過去に遡及し返還する。

　　付　記

この基準は平成16年1月1日から適用する

 付　記

この基準の改正は、平成23年4月1日から適用する。

 付　記

この基準の改正は、平成26年4月1日から適用する。

別表１

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 要件 | 父母の収入合計額 | 父（母） | 判定 | 母（父） | 判定 |
| 父母とも60歳未満かつ障害年金受給者でない。 | 260万円未満 | 130万円未満 | ○ | 130万円未満 | ○ |
| 130万円未満 | ○ | 130万円以上 | × |
| 260万円以上 |  | × |  | × |
| 父母のいずれかが60歳以上または障害年金受給者 | 310万円未満 | 180万円未満 | ○ | 130万円未満 | ○ |
| 180万円未満 | ○ | 130万円以上 | × |
| 180万円以上 | × | 130万円未満 | ○ |
| 310万円以上 |  | × |  | × |
| 父母ともに60歳以上または障害年金受給者 | 360万円未満 | 180万円未満 | ○ | 180万円未満 | ○ |
| 180万円未満 | ○ | 180万円以上 | × |
| 360万円以上 |  | × |  | × |

（注）祖父母については表中「父母」を「祖父母」、「父」を「祖父」、「母」を「祖母」と読み替えて判定する。